

第 40 回 旧 R D 最終処分場問題連絡協議会（書面開催）の開催結果

■日 時：令和 4 年 2 月

■ご意見・ご質問と回答（⇒が県の回答です）

1 前回の開催結果について

(1) H26-S2 地点から旧処分場に向かって下がっているとの説明ですが、この地点から反対側の高さはどのような状態になっているのでしょうか(ks2 および ks3 の地質図)？ もし反対側のどこかで下がっている(より勾配が大きい)なら、水位が上昇したときはそちらの方へ流れる(流れやすい)こともあるのでは？かなり以前、この話があった時、今回同様、水質検査結果からは流れていないとの説明だったので、敢えて聞きませんでした、いかがでしょうか？

⇒ Ks2 層において、H26-S2 地点から旧処分場と反対側に離れた場所には観測井戸がないため、敷地外の離れた場所の地下水流向は分かりませんが、資料 1 の P 4 上部の図でお示ししたのと同様の地下水位測定は何度か実施しており、いずれも同様の傾向を示しています。地下水は水位の高い方から低い方へ流れるため、H26-S2 地点付近の Ks2 層では旧処分場側に向かって流れていると考えられます。

(2) 資料 1 の P 5 のボーリングコアの色、「鉄の酸化物が多いと考えられる赤色の濃い箇所もみられる。」としているが、赤っぽいこの写真で本当にヒ素が含まれているのか見ただけでは分からない。分析もすべきではないか。

又 P 3 の図を見ても Ks2 層はほぼ水平になっており地下水の流れ方向が処分場から北尾側に流れている可能性も十分に考えられる(北尾側に流れていない事は証明されていないと思っている。サイフォン現象もあり得る)。E C も B O D も地下水にしては高すぎる。

⇒ 地下水は水位の高い方から低い方へ流れるため、H26-S2 地点付近では地下水は旧処分場側に流れていること、また、H26-S2 地点における地下水分析結果では、廃棄物に由来すると考えられる 1,4-ジオキサンやほう素は不検出となっており、電気伝導度や B O D も浸透水の数値を大きく下回っているため、浸透水の影響を受けていないと考えられることから、ボーリングコアの分析は必要ないと考えています。

なお、観測井戸内は空洞になっているため、地下水が被圧されている場合は、観測井戸内水位は被圧されている分帯水層上端を超えて上昇していることから、観測井戸内水位の勾配に逆らって地下水流向が逆転することはないと考えられます。また、資料 1 の P 3 の下の図は Ks2 層帯水層と廃棄物土層や遮水構造物との位置関係を示した模式図であり、地層勾配まで反映したものではありません。

(3) 39 回で、目標達成の判断場所には入っていないのですが、H26-S2 のひ素も自然由来であるとの判断についてもアドバイザー意見を聞いたらどうかと、発言しました。検討するとの事でしたが、いかがでしょうか？

⇒ H26-S2 地点でひ素が環境基準を超過していることについて自然由来と考えられるという県の見解をアドバイザーにご説明し、特に異論はありませんでした。

2 令和3年度第3回モニタリング調査結果について

(1) 洪水調整池の pH で 5/24:8.8、9/2:8.8、11/16:8.4 ですが、公共用水域環境基準:6.0~8.5、農業用基準:6.0~7.5 と比較してどのように考えられますか？塔の側面には水面高直近に開口部があり、経堂が池に流れるようになっていると思います。

⇒ 洪水調整池のような水の入れ替わりが遅く浅い池では植物プランクトンが増えやすく、その影響で pH が上昇するような事例も多いため、pH が高いのは池内で雨水が滞留した際の植物プランクトンの増殖などが影響していると考えています。なお、経堂池では今年度第1回調査時に農業用水基準以下のため、問題はないと考えられますが、今後も変動状況を確認していきます。

3 臭気による支障のおそれの除去に係る目標達成の状況について

(1) 資料3で臭気による支障のおそれと書いているが、硫化水素は単なる臭気で済まされるものではなく飛ぶ鳥さえも落とす有毒ガスだという事を無視して軽視している。この事の認識の低さに呆れる。また、資料5-1のP2で硫化水素ガスによる悪臭と書かれているが、処分場で発見された硫化水素は最初 15200PPMで次には 22000PPM だった。専門書には致死量が 800PPM と書かれていた。一呼吸で死に至る数値です。当時は日本で一番の濃度だった。「悪臭」というのではなく「危険」に、すべての記載を変えて頂きたい。

⇒ 平成 11~12 年の調査で旧処分場において高濃度の硫化水素が検出されたことから、その危険性については十分に認識しており、産廃特措法に基づく実施計画において、住宅地が隣接していることを踏まえ悪臭防止法等に定める基準を満足するレベルまで対策を講じることとしていることから、「悪臭」や「臭気」という表現を使用しています。

(2) 資料3のP6、浸透水の流れの図でいつも気になるのは、私はこのような図は想像だと思っている。実際に掘った訳でも無く誰が確認したのか。

⇒ 地下水は水位の高い方から低い方へ流れるため、観測井戸等の水位の高さから地下水等高線図を作成して流向を判断するのは、土壤汚染対策法ガイドライン等にも規定された一般的に広く用いられている手法です。

(3) 資料3のP11、平成10年度の深堀穴、良質土で埋めた事に成っているが住民は誰も確認していないし、協議会の中でもこの事の説明は聞いたことがない。当時私達が県の職員から聞いた内容とは違う。

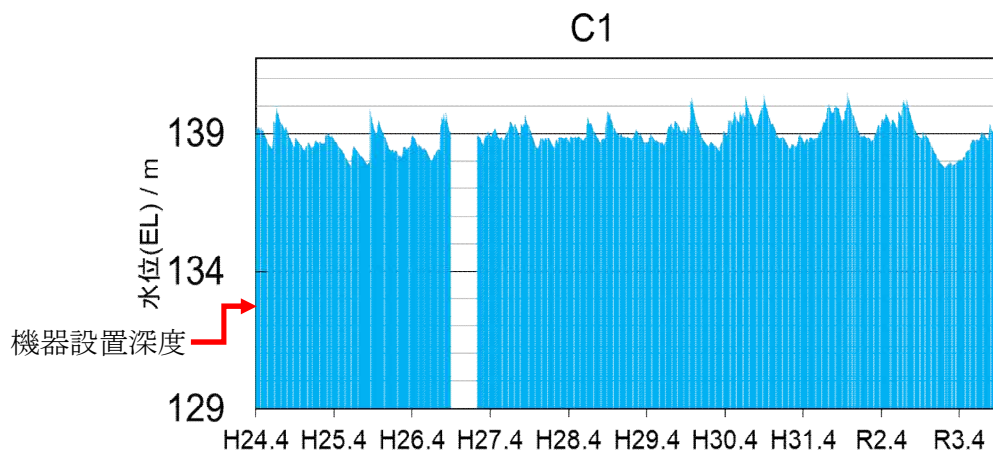
又平成3年度の深堀穴も位置については正確に確認されていないと思っているがこの位置だと言うのはいつ分かったのか。

⇒ 県は、平成10年深堀穴について、平成10年にRD社に埋め戻しさせた後、確認のため1箇所を重機で7m掘削させ、その地点に廃棄物が入っていないことを確認しています。また、平成16年度の深堀箇所是正工事により埋め戻しは正面が露出した際、住民の方々に立会いただき、10mメッシュで5地点をボーリングした結果、部分的に廃棄物（碎石片、レンガ片、プラスチック片、木片

等)の混入が見られましたが、土砂が主体の埋土であり、分析結果も異常がないことを確認しており、住民の方々にもその結果を提供しています。

平成3年深掘穴の位置については、県は当時に現地確認も行っているため、おおよその位置は把握しています。

- (4) 資料3、11ページの△C1の流動確認方法で、水位が10mあるが、採水位置は？ pH、EC、水温データで底部129m地点でも流動していると判断できますか？
- ⇒ 資料3でお示したC1地点における浸透水水位・水質はモニタリング機器を設置して常時測定しており、機器設置深度は地山の上約4m(標高約133m)です。水質の変動状況はモニタリング機器設置深度における測定結果ですが、資料3のP11上の地質断面図のとおり、平成3年深掘穴では浸透水流向の下流側では開口しているため、下層付近のみ特別に流動を妨げる構造ではなく、流量は多くないと考えられますが、モニタリング機器を設置している中層付近で流動していれば下層付近でも流動していると考えられます。



4 維持管理の状況について

- (1) 以前もお願いしましたが、北東側法面・セットバック面側の状況写真がありません。セットバック平面の一部は見えますが、法面も見えません。問題があるなしにかかわらず、全体の写真掲載をお願いします。

⇒ 資料4のP2の上段右下においてその写真を掲載していますが、今回は側溝清掃状況の写真もあわせて掲載したことから、全体が見えづらくなってしまったものと思われます。今後とも分かりやすい資料となるよう、工夫してまいります。

- (2) 資料4のP5のECが105, 106(mS/m)というのはとても高い数値だが、処理をしても高い訳はなぜか？(以前も質問したがもっと詳しく。)

沃素消費量とはどのようなものか？

⇒ EC(電気伝導度)は、本水処理施設の処理対象項目ではないため、処理により値が減少するものではありません。また、ECは水処理施設で使用する凝集剤などにより値がわずかに上昇する傾向にあります。

沃素消費量とは、還元性物質の量の指標となっており、下水道施設の損傷等を防止するため、下水道法で基準が定められています。

5 アーカイブ（廃棄物編、工事編）の構成案について

(1) 資料 5-1 資料 5-2 では「有害物」の定義がありますが、「違法物」の定義がありません。この紛争において、有害物を撤去するのか違法物を撤去するのか、というのは重要な争点の一つでした。どこかで「違法物」の定義が必要だと思います。また、県の方針が違法物撤去から有害物撤去に変わった時点をしっかり検証すべきです。これでは県は初めから有害物を撤去しようとしていたように見えてしまいます。

⇒ ご意見をいただきましたとおり過去の県の考え方についての整理は重要と考えますので、過去の記録を確認したうえで記載内容を検討します。

(2) 改善命令、措置命令によって RD 社に撤去させた廃棄物の質と量についても、できる限り調べて記載してください。

⇒ 県が保有している記録の内容を精査したうえで、いただいたご意見を踏まえて記載内容を検討します。

(3) 資料 5-1 の P 1 掘削調査により発見した廃棄物の中には、多数のグレーの薬液用容器が記載されていない。中身は無かったとはいえ壊れた容器には何が入っていたのかとても心配でした。又、多量に出てきた医療用容器や器具（点滴の瓶、チュウブ、薬液のビンなど）。有害物調査についても、高アルカリ調査、高アルカリ物質の掘削除去、放射性廃棄物調査（トレー）。有害物調査の結果でも、高アルカリ廃棄物、鉛が書かれていない。ダイオキシンも No. 3 井戸で以前 2.0 (pg-TEQ/L) になった事が有った。私は環境白書を買って調べたがそのように高い所は当時無かった。

⇒ アーカイブ（廃棄物編）は、旧処分場で発見された廃棄物の種類、場所および量を明確に記録するため、掘削調査や対策事業で発見した廃棄物のうち特定支障除去等対策事業（平成 24 年度着手）で処分した廃棄物を記録の対象とすることを考えていますが、ご意見をいただいた医療系廃棄物や高アルカリ廃棄物、ダイオキシン類などについても県が記録している内容を精査したうえで、記載内容を検討します。

(4) アーカイブの構成が廃棄物編と工事編しか無いのはなぜか？（これでは県が行ってきた成果のみのアーカイブではないか。）問題の発覚、経緯、対応、が記載されていない。

⇒ アーカイブの全体構成は、補足説明資料でお示ししましたとおり「総括編」と「対策編」に分かれています。今回は「対策編」の内容について説明しました。ご意見をいただいた問題の経緯や対応等については「総括編」に盛り込むこととしており、第 38 回連絡協議会で構成案等をお示ししました。現在、その具体的な内容について検討を進めているところです。